

浜 松 市

税務証明事務取扱要綱

浜松市財務部税務総務課

(令和2年3月作成・令和2年4月1日施行)

目 次

第1章 通則

1 用語について	1
2 守秘義務	1
3 秘密の意義	2

第2章 税務証明書の交付

1 交付申請書の受理	3
(1) 記載事項等の確認	3
2 交付申請書の可否判断	4
(1) 申請者の本人確認	4
(2) 申請者の資格とその確認	4
ア 法人	4
イ 親族	5
ウ 相続権者	6
エ 代理人	8
オ 訴訟等申立人	11
カ 競落人・公売落札人	11
キ 競売申立人	11
ク 弁護士	13
ケ 司法書士	14
コ 税理士	15
サ 土地家屋調査士・行政書士	15
シ 宅地建物取引業者	16
ス 清算人	16
セ 破産管財人	16
ソ 相続財産管理人	16
タ 納税管理人	17
チ 固定資産税の賦課期日後における新所有者	17
ツ 仮登記人	18
テ 借地借家人等	20
ト 公用(官公署)	21
3 交付	22
4 証明権者と公印	22

第3章 税務証明書の説明

1 税務証明書の種類	23
ア 納税証明書(継続検査用を除く。)	23
イ 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)	23

ウ	法人所在地証明書	24
エ	酒類販売免許申請のための納税証明書	25
オ	入札参加資格審査申請用完納証明書（浜松市専用）	25
カ	市民税・県民税の課税証明書及び所得証明書	25
キ	狩猟税軽減税率の適用を受けるための証明書	26
ク	固定資産課税台帳登録証明書(評価・課税証明書/土地・家屋)	26
ケ	借地借家人等用固定資産課税台帳登録証明書(課税証明書/土地・家屋)	26
コ	固定資産評価通知書（土地・家屋）	27
サ	土地台帳の写しの証明	27
シ	固定資産課税台帳登録証明書（車庫証明用）	27
ス	固定資産課税台帳登録証明書（償却資産）	28
セ	償却資産申告証明書（軽油引取税免税申請用）	28
ソ	無資産証明書	28
タ	固定資産課税台帳無登録証明書（家屋）	28
2	税務証明書の手数料免除	29

第1章 通則

1 用語について

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方税法（昭和25年法律第226号）をいう。
- (2) 令 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）をいう。
- (3) 法施行規則 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）をいう。
- (4) オンライン発行 情報政策課と連携する区民生活課、市民サービスセンター、協働センター、ふれあいセンター及び各税務担当課の端末から発行することをいう。
- (5) パソコン作成処理 各税務担当課の業務端末における強制発行又はエクセル等を用いて証明書を作成処理することをいう。
- (6) 委任 委任・同意等されたものをいう。

2 守秘義務

地方公務員は、地方公務員法において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされ、その違反に対しては1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（地方公務員法第34条第1項、第60条第2号）とされている。

これに加え、法においては、地方税の事務に従事している者又は従事していた者（以下「職員」という。）は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する（法第22条）とされ、更に罰則が重くなっている。

浜松市においては、浜松市個人情報保護条例に明記されているとおり、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことが定められている。また保有個人情報や個人情報ファイルの不正提供等については、浜松市個人情報保護条例にその内容に応じてそれぞれ罰則が定められている。

職員は、その職務を遂行する過程において、納税者の行う申告若しくは報告又は質問検査権の行使により、納税者及びその他の私人（以下「納税者等」という。）の家庭の状況、財産等の重大なプライバシーに関わる秘密を知ることができる。

税務調査の権限は、租税の賦課徴収を行うためにのみ認められた権限であり、これによって得られた納税者等の秘密は外部に漏れないように厳格に守らなければならない。

また、納税者等の秘密が容易に職員から漏れるようであれば、納税者等の税務行政に対する信頼を損なうことになる。

そのため、地方税法は、職員に対して地方公務員法とは別に特別の守秘義務を課し、納税者等の秘密を保護することによって税務行政の円滑・適正な運営を図っているものである。

3 秘密の意義

「秘密」とは、一般的に、個人又は法人の生活や活動に関する事実のうち一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいうものである。

「相当の利益」とは、経済的利益である必要はないものであるが、本人が主観的に相当の利益があると考えられる場合であっても、一般人が本人の立場に立って合理的に判断した場合に利益と考えられないときには、相当の利益は存在しないものである。

「秘密を漏らす」とは、秘密事項を不知の第三者に告知することをいい、口頭によるか書面によるかを問わないものである。また、不作為によって秘密を漏らすこと、あるいは、他言を禁止しながら第三者に告知することも秘密を漏らすことに該当するものである。

第2章 税務証明書の交付

税務証明書の交付申請書を受理する場合には、法第22条に規定する守秘義務【第1章2 守秘義務 1ページ参照】に十分注意するとともに、秘密保護の点に重点を置きすぎて不親切な対応になることがないように留意した上で、下記の手順により取り扱うものとする。

1 交付申請書の受理 ・記載事項等の確認	2 交付申請書の可否判断 ・申請者の本人確認 ・申請者の資格とその確認	3 交付 ・税務証明書の内容確認 ・税務証明書の枚数確認 ・手数料
-------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------------

なお、税務証明書の交付方法としては 窓口 郵便 コンビニエンスストアによるものがある。

1 交付申請書の受理

交付申請書の記載事項や委任状等の内容に不備がないかを確認した後、受理する。この場合、受付欄にサイン等する。

(1) 記載事項等の確認

ア 「窓口にくられた方(申請者)」の欄には、必ず窓口に来た人の住所、氏名、フリガナ、生年月日を記入させる(ゴム印又はコピー可)。氏名を自署する場合には押印は省略してよいが、スタンプや印刷などによる記名の場合は押印が必要である。押印は実印である必要はない。なお、スタンプ式の印は下記の理由により公の機関へ提出する書類に押印する印にはそぐわないため、不可とする。

スタンプ式の印が不可の理由

- ・印鑑登録ができない。(浜松市印鑑条例)
- ・使用頻度が増すにつれ、印影が変わってくる。

イ 使用目的を確認することにより、発行すべき証明書の種類を判別すること。

ウ 申請人が特別の理由(身体不自由・高齢・失明等)により申請書に記入できない場合は、代筆による処理を可とする。ただし、余白部分に代筆者(職員)名及び理由を記入すること。

2 交付申請書の可否判断

(1) 申請者の本人確認

税務証明書には、個人情報に記載されている。職員は守秘義務（第1章 2 守秘義務 1ページ参照）が課せられているため、証明書の申請があった場合には、申請者が本人であることを必ず確認する必要がある。

なお、申請者の確認は官公署発行の顔写真付き本人確認書類等により確認するものとする。確認した本人確認書類の種別を申請書の該当欄に記入する。

官公署発行の顔写真付き本人確認書類等の例示

1点で可能なもの

運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、顔写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳 など

2点必要なもの

健康保険証、年金手帳、顔写真なし住民基本台帳カード など

個人番号通知カードは、本人確認書類として使用できない。

官公署発行の顔写真付き本人確認書類等を所持していない場合は、個人を特定でき、かつ本人しか取得できないものを複数提示してもらう。

なお、本人であるか疑義がある場合には、家族状況や課税状況等を聴聞することで本人確認を行う。

(2) 申請者の資格とその確認

原則として証明書は、「納税義務者」に対して交付する。ただし、次のようなケースについては注意する。

ア 法人

申請者が法人の代表者印（法人名の入った支店又は営業所等の長の印でも可）を持参した場合、又は法人の代表者印（法人名の入った支店又は営業所等の長の印でも可）が押印された申請書を持参した場合は、その法人の代表者から委任を受けたものとみなし交付する。この場合、申請者本人であることの確認は【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】により行うものとする。

なお、申請者が代表権を有する者であって、代表者印を持参していない場合は、市民税課にて法人市民税基本台帳等で代表者を確認し、窓口に来ている方がその代表者本人であることを確認できた場合【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】には証明書を交付する。

「代表者」

株式会社・有限会社……代表取締役	合資会社……代表社員
合名会社……すべての役員	宗教法人……代表役員
協同組合・学校法人……代表理事	

代表者の確認は、下記の客観的事実に基づいて行う。

- ・ 現在事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ・ 印鑑証明書
- ・ 法人市民税基本台帳画面

イ 親族

近年の個人情報保護・開示の観点から、原則として委任状等を必要とする方向へ考慮する必要があるものの、住民サービスの観点から、納税義務者と住民基本台帳（住民票）上の同一世帯の親族については、以下の「委任状等が必要な場合」を除き、委任があったものとみなして委任状等を添付しなくても交付できるものとする。

委任状等が必要な場合

- ・ 内縁の妻等で戸籍上親族でない者
- ・ 納税義務者と住民基本台帳（住民票）上の同一世帯の親族であるが、納税義務者との間において争いがある等により、委任があったものとは認められない場合
- ・ 亡くなった納税義務者の証明書を相続権者以外の者が取得する場合
- ・ 住民基本台帳上は同一世帯であるが、生活実態は別居していることの申し出があった場合
- ・ 市外に住民票がある場合

ウ 相続権者

実際に相続する者に限らず、相続権を有する者（包括受遺者を含む。）をいう。

相続権の有無の確認は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等により確認する。遺産分割協議書又は遺言書（公正証書）、法定相続情報一覧図の写しも確認の資料となる。

被相続人の血族相続人と配偶者が「相続権者」となる。

（Ａ）配偶者……常に相続人となる。

（Ｂ）血族相続人……第二順位及び第三順位の者は、先の順位の者が存在しない場合のみ相続権者となる。

第一順位……子である。孫以下の直系卑属は、代襲としてのみ相続できる。氏の異同、嫡出及び非嫡出の差異は、相続人たることに影響を及ぼすものではなく、胎児も相続については既に生まれたものとみなされる。また、法定血族（養子）も含む。

なお、特別養子縁組が行われた場合、実親と実子との間に相続権はない。

第二順位……直系尊属であり、親等の異なる者の間では、親等の近い者が優先する。

第三順位……兄弟姉妹である。兄弟姉妹の子は代襲相続になり得る。

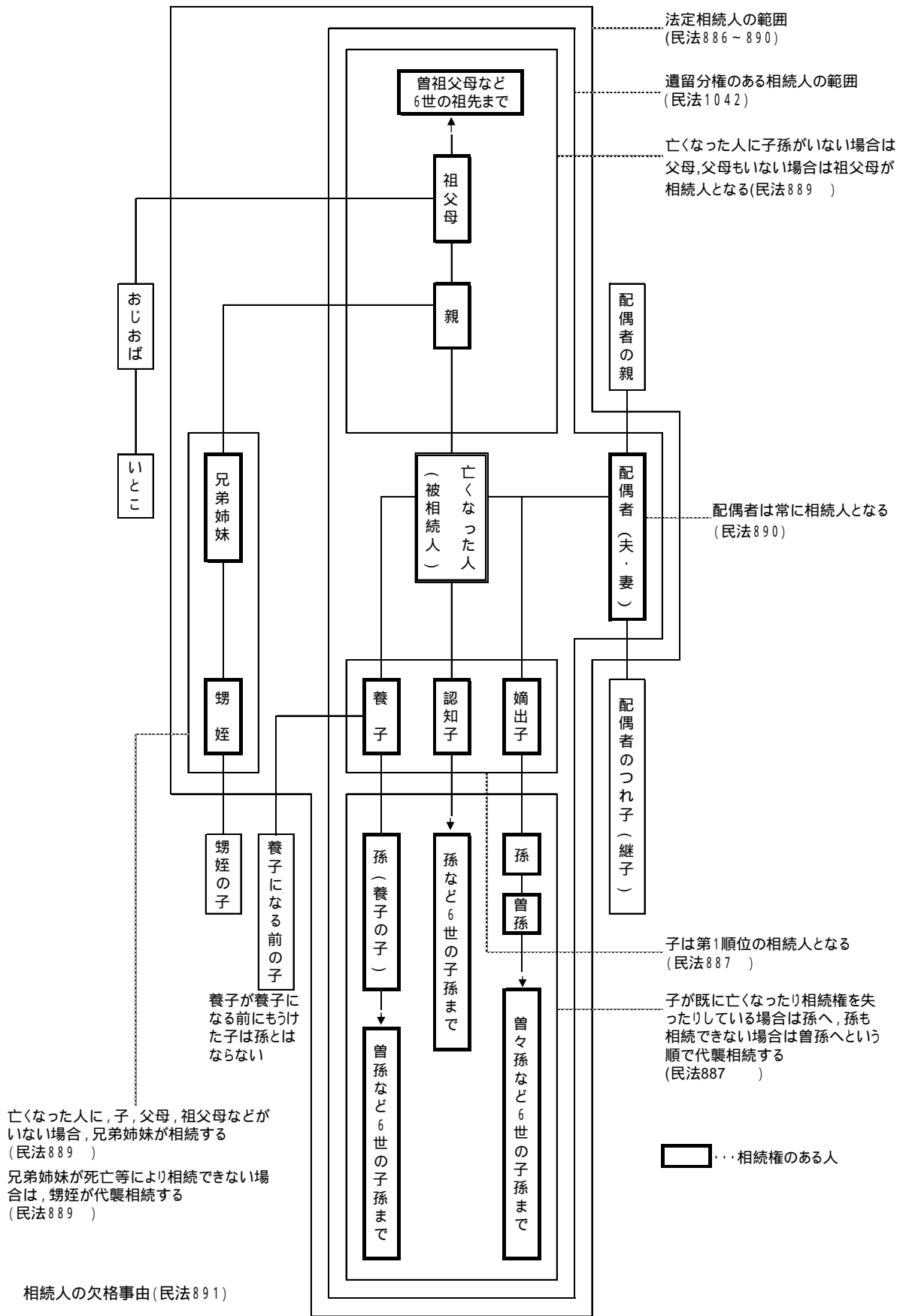
その他……被相続人の「遺産分割協議前」に相続人が死亡した場合は、その地位を相続人の法定相続人が引き継ぐ。

「包括受遺者」……包括遺贈（遺産の全部あるいは何分の１という形で遺贈すること）を受ける者をいう。相続人と同一の法的地位に立ち、遺贈の放棄も相続放棄の規定に従う。

「代襲相続」……相続人たる子又は兄弟姉妹（被代襲者）が、相続の開始以前に死亡、欠格又は廃除等の原因で相続権を失ったときに、その者の子（代襲者）が相続人たりし者と同順位で相続することをいう。

「数次相続」……被相続人の遺産分割が終了する前に相続人が死亡してしまい、その地位を相続人の法定相続人が引き継いでいる状態をいう。

相 続 順 位 図



エ 代理人

証明書の交付申請及び受領行為を委任された者をいう。代理権の有無は委任状、委任通知書、代理人選任届又は代理権授与通知書などの「委任状等」で確認する。

成年後見制度としての、法定後見制度の成年後見人・保佐人・補助人と任意後見制度の任意後見人は、次ページによる。

「復代理人」……代理人が自己の名において選任した他人が、直接に本人を代理して法律行為をすることを復代理といい、その他人を復代理人という。復代理人は、代理人の代理人ではなく本人の代理人である。

「任意代理人の復代理人」

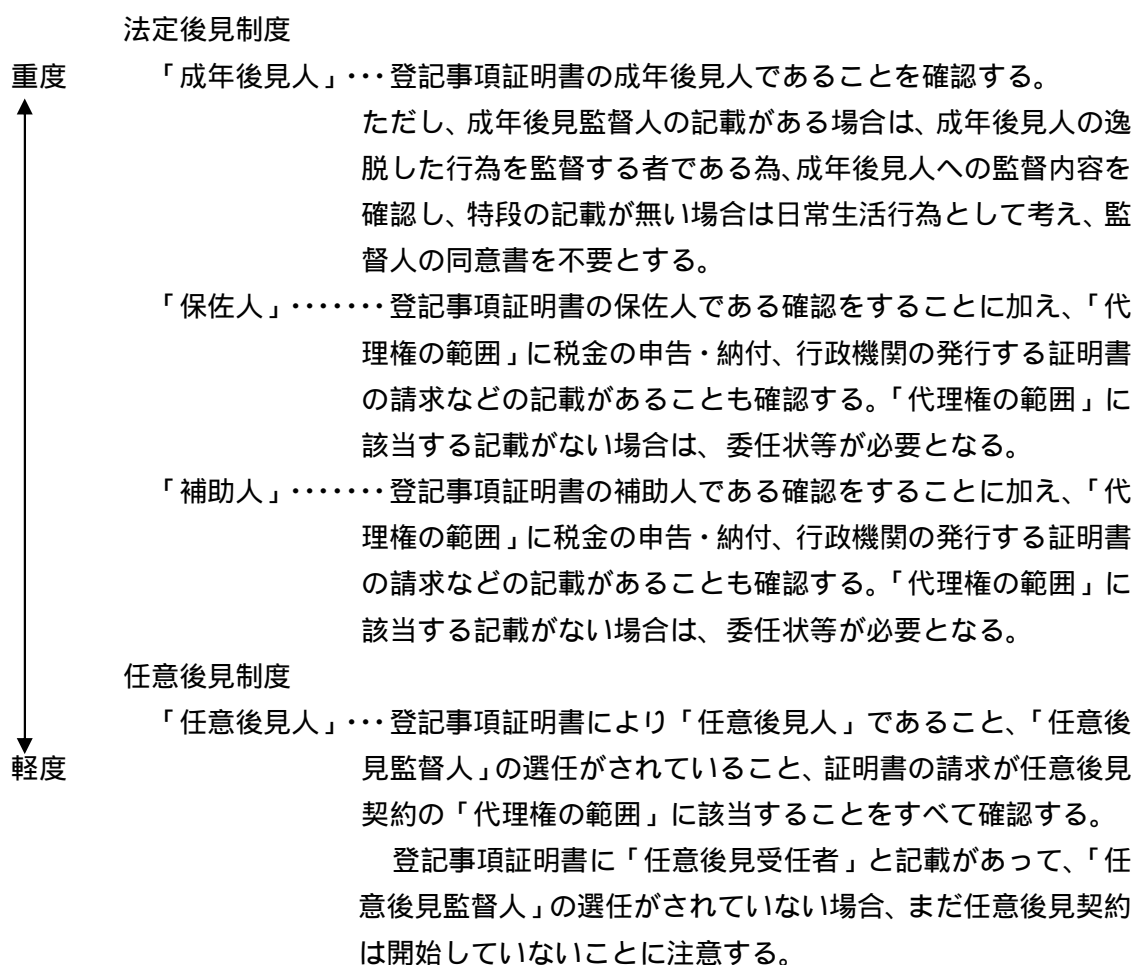
……委任による代理人は、次の場合以外は選任することができない。

- ・本人の許諾を得ているとき
- ・やむを得ない事由のあるとき

相続権者が代理人を選任した場合は、相続権の有無を【ウ相続権者 6ページ参照】により確認する。

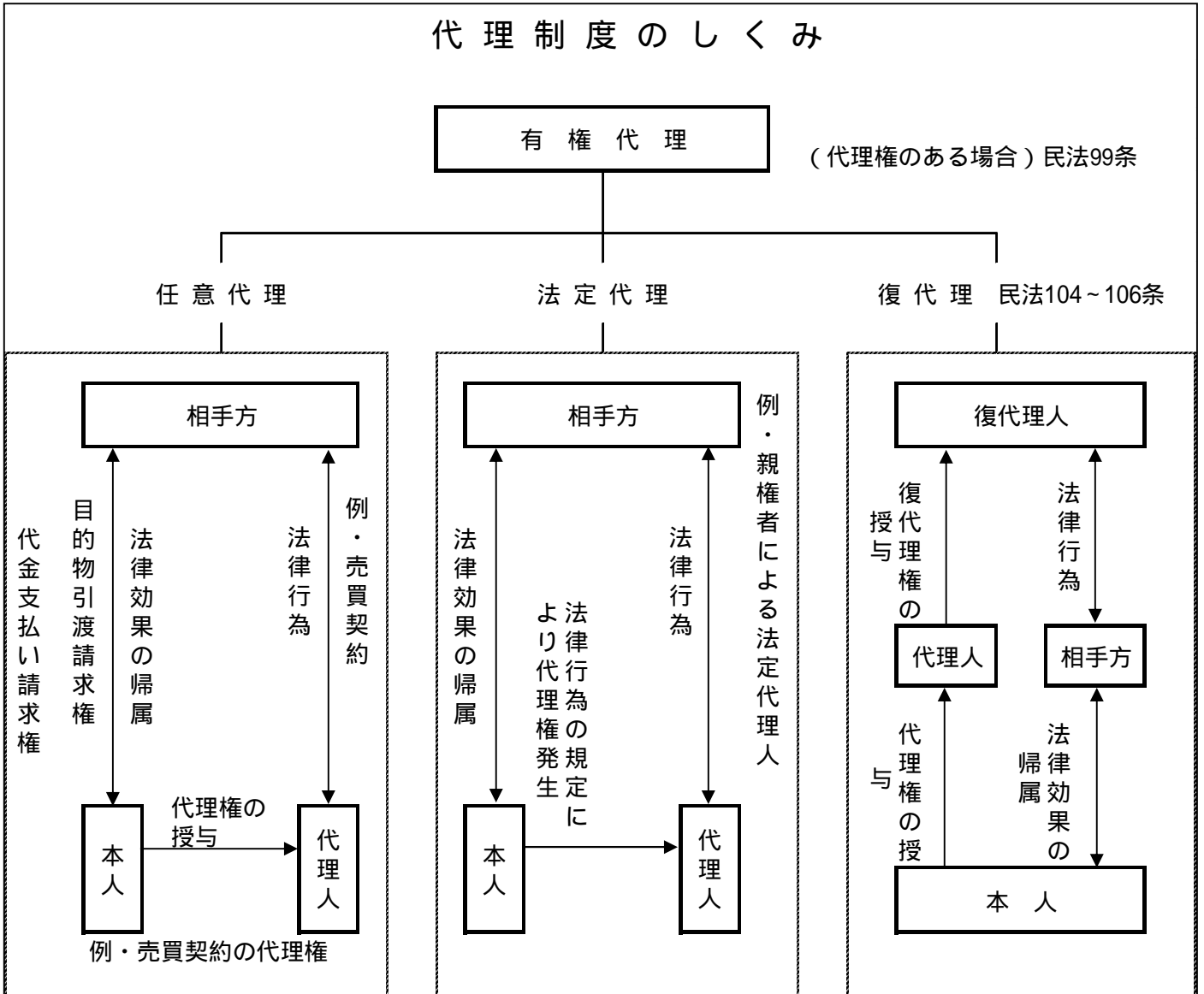
法人からの申請については、原則として法人所在地、法人名、代表者の肩書き及び代表者氏名の記入並びに代表者印(支店長、営業所長等の印でも可、【ア法人 4ページ参照】)の押印された申請書を要する。これによらない場合は委任状等【エ代理人 8ページ参照】を添付させる。

「成年後見制度」の登記事項証明書の内容確認



参考 「後見人等を選任しているのではないか？」という疑問がある場合は、法務局にて発行する、「後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する」書類により確認することができる。

代理制度のしくみ



法定代理人と任意代理人の違い

	どんな場合に代理人がつくか	代理人の能力	代理人が代理人を選任する場合	代理権の消滅する事由	
				共通の原因	特別の原因
法定代理	未成年者 成年被後見人 不在者 相続人の不存在	法律で決まっている (成年者に限る)	自由にできる (民法105条)	本人の死亡 代理人の死亡 代理人の被後見 代理人の破産	親族の喪失 後見人の辞任 後見人の解任 後見人の欠格
任意代理	契約による	無能力者でもよい (民法102条)	本人の許諾を得たとき、 又はやむを得ない事由があるときでなければ選任できない (民法104条)	(民法111条)	委任の終了 (民法111条) 委任の解除

オ 訴訟等申立人

訴訟等の当事者をいう。民事訴訟手続、民事執行手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続並びにその他の裁判における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の費用については、民事訴訟費用等に関する法律に定められており、申立てをするときに手数料を納付することになっている。

この手数料は、訴訟物の価格を基礎として算定されるものと、一定額が規定されているものに分かれ、前者の場合に評価証明書が必要となる。申請があったときは下記の書類の確認により慎重に判断して交付する。

- ・ 訴状
- ・ 調定申立書（家事調停申立書）
- ・ その他裁判所提出書類

カ 競落人・公売落札人

競売、公売にかけられた不動産を落札した者をいう。証明申請日現在において所有権移転登記はなされていないが、裁判所等で囑託登記をするために市が発行する評価額が分かる書類を提出する必要があるため、現所有者の一類型とみなす。

申請があった場合は、下記の書類を確認のうえ、評価通知書又は評価証明書を交付する。

- ・ 裁判所が発行する「代金納付期限通知書」
- ・ 裁判所が発行する「期日呼出状」（差引納付により代金の支払いのない買受人）
- ・ 裁判所以外の官公庁が発行する「売却決定通知書」

売却許可決定では受理しない

・・・売却許可決定から7日を経過した日において、不服申し立てがない場合は、裁判所は納付期限を定め、買受人に通知する。（売却許可決定の段階で交付を受ける謄本では権利が確定していない。）

競売・・・民事執行法上では、一般に執行機関が執行の目的物を入札競売などの方法で売却すること、又はそのための手続を指している。

ただし、担保権の実行としての競売という場合には、売却ではなく抵当権などの担保権の実行手続の全体を意味する。

キ 競売申立人

競売の当事者をいう。民事執行のため担保権の実行としての競売申立て、強制競売及び強制管理の申立書等に添付しなければならないものについて、民事執行規則等に定められている。

この申立書に添付しなければならない書類として公租公課の証明書である固定資産課税台帳登録証明書（課税証明書／土地・家屋）が必要となる（民事執行規則、民事保全

規則等)。これは、民事執行法等の規定により証明請求を認められている。(民事執行法第18条)

債権者……………債権がある者

競売申立人……債権者・債権者から委任された者

債権者から委任された代理人が、競売申立人となり税務証明書を取得する場合の委任状等は、競売申立を代理人へ委任するものとなっており(原本は、裁判所へ提出)税務証明書を取得する委任状等となっていない場合がある。この場合は、当該裁判所へ提出する委任状等のコピーでも可とする。(ただし、証明の申請者が委任された代理人と異なる場合を除く。)

(A) 担保権の実行としての競売申立て(任意競売)

担保権を有する債権者の申立てにより、債務者の不動産を裁判所が売却し、その代金をもって債権の弁済に充てる。

申立書と民事執行法第181条に定める文書(甲区・乙区の登記簿謄本などの担保権が設定されていることが確認できる書類)を確認し、固定資産課税台帳登録証明書(課税証明書/土地・家屋)を交付する。

(B) 強制競売の申立て

債務名義を有する債権者の申立てにより、債務者の不動産を裁判所が売却し、その代金をもって債権の弁済に充てる。

申立書と民事執行法第22条に定める文書(裁判所の確定判決や執行証書などの執行力のある債務名義)を確認し、固定資産課税台帳登録証明書(課税証明書/土地・家屋)を交付する。

(C) 強制管理の申立て

債務者の不動産について裁判所が管理人を選任し、当該不動産から生じる収益をもって債権の弁済に充てる。

強制管理及び強制管理の方法による仮差押えの執行については、民事執行規則第73条及び民事保全規則第32条により強制競売の規定が準用される。その申立書の添付書類として公租公課の証明書が必要とされていることにより、強制管理申立書及び債務名義仮差押命令の提示をさせて確認し、固定資産課税台帳登録証明書(課税証明書/土地・家屋)を交付する。

ク 弁護士

(A) 弁護士の職務は、司法書士の職権を含む為、登記の申請を代理して行うことができる。

登記の申請代理人として固定資産評価通知書(土地・家屋)の取得を申請した場合は、申請書に下記要件が記載されていれば、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても交付する。(手数料・・・無料)この場合、本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

- ・使用目的が「登記」である。
- ・弁護士の事務所所在地及び氏名
- ・弁護士の職印
- ・使者の場合は、原則として「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を提出させる。ただし、申請書の余白部分に使者の住所及び氏名の記入並びに押印(氏名を自署する場合は省略可)をすることにより、交付できるものとする。使者本人であることの確認は本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】により行う。(顔写真付きの補助者証による確認も可。)

(B) 訴訟物の価格の算定のための資料として、申立書に添付すべき固定資産課税台帳登録証明書(評価証明書/土地・家屋)の交付申請があった場合においては、下記要件が満たされていれば、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても交付する。(手数料・・・有料)発行年度は現年度のみとする。この場合、本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

- ・定められた様式
- ・事務所所在地及び氏名の記入並びに弁護士の職印の押印
- ・裁判所名と以下の使用目的
 - 訴えの提起
 - 仮差押えの申立て
 - 仮処分の申立て
 - 民事調停の申立て
 - 借地非訟の申立て
- ・使者の場合は、原則として「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を提出させる。ただし、申請書の余白部分に使者の住所及び氏名の記入並びに押印(氏名を自署する場合は省略可)をすることにより、交付できるものとする。使者本人であることの確認は本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】により行う。(顔写真付きの補助者証による確認も可。)

ケ 司法書士

(A) 司法書士は職権として登記の申請を代理して行うことができる。

登記の申請代理人として固定資産評価通知書(土地/家屋)の取得を申請した場合は、申請書に下記要件が満たされていれば、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても交付する。(手数料・・・無料)この場合、本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

- ・使用目的が「登記」である。
- ・司法書士の事務所所在地及び氏名
- ・司法書士の職印
- ・使者の場合は、原則として「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を提出させる。ただし、申請書の余白部分に使者の住所及び氏名の記入並びに押印(氏名を自署する場合は省略可)をすることにより、交付できるものとする。使者本人であることの確認は本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】により行う。(顔写真付きの補助者証による確認も可。)

(B) 訴訟物の価格の算定のための資料として、申立書に添付すべき固定資産課税台帳登録証明書(評価証明書/土地・家屋)の交付申請があった場合においては、定められた様式により適正にその申請が行われたときに限り、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても交付する。(手数料・・・有料)この場合、本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

- ・前記 ク 弁護士 (B) 13ページ参照において、必要とされているもの(この場合、弁護士の職印は司法書士の職印と読み替える。)
- ・使用目的欄の余白に囑託者の住所及び氏名(名称)を記載する。
- ・使者の場合は、原則として「事務員等何某を使者として交付申請する」旨を記載した文書等を提出させる。ただし、申請書の余白部分に使者の住所及び氏名の記入並びに押印(氏名を自署する場合は省略可)をすることにより、交付できるものとする。使者本人であることの確認は本人確認書類等【(1)申請者の本人確認 4ページ参照】により行う。(顔写真付きの補助者証による確認も可。)

コ 税理士

税理士が固定資産課税台帳登録証明書（評価証明書／土地・家屋）の交付申請を、相続税等の申告（税額算定等）のために、「税務代理権限証書」を申請書に添付した場合に限り、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても交付する。（手数料・・・有料）この場合、本人確認書類等【（１）申請者の本人確認 ４ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

使者の場合は、原則として「税理士の住所及び氏名の記入並びに職印が押印されていれば、使者の住所及び氏名の記入並びに押印（氏名を自署する場合は省略可）」することにより、交付できるものとする。使者本人であることの確認は本人確認書類等【（１）申請者の本人確認 ４ページ参照】により行う。（顔写真付きの従事者であることを証するものでの確認も可。）

サ 土地家屋調査士・行政書士

土地家屋調査士又は行政書士は本人からの委任状等により税務証明書を取得することができる。職権への委任状等であるため、交付申請書には職印の押印を必要とする。（但し、資格確認により職印の代わりとすることができる。）この場合、本人確認書類等【（１）申請者の本人確認 ４ページ参照】又は顔写真付きの資格者証により、申請者本人であることを確認する。

使者（ク 弁護士（Ａ）１３ページ参照）の場合は上記の委任状等の受任者が土地家屋調査士又は行政書士であっても、下記により交付できるものとする。

- ・ 上記委任状
- ・ 交付申請書への記載事項

土地家屋調査士又は行政書士の事務所所在地及び氏名の記入並びに職印の押印。
余白部分に使者の住所及び氏名の記入並びに印の押印。（氏名を自署する場合は押印は省略可）使者本人であることの確認は本人確認書類等【（１）申請者の本人確認 ４ページ参照】により行う。（顔写真付きの補助者証による確認も可。）

シ 宅地建物取引業者

宅地建物取引業者（乙）が「宅地・建物の売買、交換の媒介又は代理を依頼者（甲）から依頼された」ときに締結する媒介契約書（国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく媒介契約書）に、下記の「特約事項」等の要件を満たしている当該媒介契約書を提示したときに限り、納税義務者等からの委任状等を添付しなくても、固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳登録証明書（評価証明書／土地・家屋）又は固定資産課税台帳登録証明書（課税証明書／土地・家屋）を交付する。（手数料・・・有料）

（A）特約事項の確認

「甲は乙に、本契約書別表の目的物件に関する重要事項説明等に必要な固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳登録証明書（評価証明書／土地・家屋）又は固定資産課税台帳登録証明書（課税証明書／土地・家屋）の取得を委任します。」旨の記載がされている。

（B）依頼者

（C）所有者

（D）登記名義人

（E）収入印紙に割印されている。

同一人で押印されている。

ス 清算人

法人や組合が解散して清算をする場合に、その清算手続きを担当する者をいう。下記により確認し、交付する。

（A）現在事項全部証明書（法人）

（B）法人市民税基本台帳

セ 破産管財人

破産手続の遂行にあたる機関で、破産宣告と同時に裁判所によって選任され、破産財団の管理処分権を有して、裁判所の監督の下に破産財団を占有及び管理し、これを換価して破産債権者への配当を実施する者をいう。

「破産管財人資格証明書」を提出させることにより確認し、交付する。

ソ 相続財産管理人

相続人があることが明らかでない相続財産の管理を行うために、家庭裁判所から選任された者をいう。

「相続財産管理人選任の審判書謄本」を提出させることにより確認し、交付する。

タ 納税管理人

納税義務者が市内に住所又は居所を有しない場合又は有しないこととなる時、納税義務者から選任され、各種申告書の提出、更正通知書の受領等、納税義務者から通常税務上の事務処理の委任を受けた者をいう。したがって、納税義務者の委任による代理人としての性格を有し、その権限内における行為のみ認められており、納税管理人からの委任は認められない。

市税について納税管理人を定めている場合は、その事実を各税目の課税課の基本台帳（納税管理人申告書等）により確認した後、交付する。

チ 固定資産税の賦課期日後における新所有者

固定資産税の賦課期日（毎年1月1日）後に土地又は家屋を新たに取得した者で、証明申請日現在、以下（A）～（C）のいずれかにて確認した所有者に交付する。

（A）原則として土地台帳、家屋見取図、土地家屋に係る登記の全部事項証明書で所有者であることを確認し、交付する。

登記完了証による確認は不可とする。

（B）売買契約書を提示した買主について

取得の時期を下記の方法により判定し、かつ残金の領収書を確認した上で交付する。

契約書に所有権移転の日を明記してある等、所有権移転の時期について特約がある場合（当該特約の日）

「 」について明らかでないが、登記済権利証を手交する等、現実に物件の支配関係の移転が行われた日（引渡日）

「 」 「 」共に明らかでないときは、契約成立の日

（C）農地法の適用を受ける農地又は採草放牧地を取得した者について、下記の方法により確認し、交付する。

農地法第3条第1項……………農地又は採草放牧地の権利移動の制限

農地法第5条第1項……………農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の
制限

上記 「 」 「 」について許可を受けている者は、その許可により確認する。

ツ 仮登記人

仮登記人は納税義務者ではない為、仮登記の権利者であること等について、下記の又は に該当する場合、交付する。

不動産登記法第105条第1号（1号仮登記）の場合

申請人は、不動産登記事項証明書又は仮登記済権利証の登記の目的欄において「所有権移転仮登記」の権利者（以下「1号仮登記の記載例」と同一であることを確認した後、各種証明書を交付する。

【登記の目的】欄	
本登記	所有権移転 抵当権設定（抵当権では証明は取れない） 賃借権設定（借地借家人等用の課税証明書が取れる） 地上権設定（借地借家人等用の課税証明書が取れる）
1号仮登記の記載例	所有権移転仮登記（上記 により各種証明書が取れる） 抵当権設定仮登記（抵当権では証明は取れない） 賃借権設定仮登記（借地借家人等用の課税証明書が取れる） 地上権設定仮登記（借地借家人等用の課税証明書が取れる）
2号仮登記の記載例	所有権移転請求権仮登記（次頁 による） 始期付所有権移転仮登記（次頁 による）

所有権移転登記をすると【権利者その他の事項】欄に「所有者」又は「共有者」として住所・氏名が載る。

所有権移転仮登記や所有権移転請求権仮登記をした場合は【権利者その他の事項】欄に「権利者」として住所・氏名が載る。

参考

1号仮登記ができる場合

1. 登記義務者が登記申請に協力しないとき。
2. 登記原因について、第三者の許可・同意又は承諾を要する場合にその許可等を証する書面の提出ができないとき。（許可等が登記原因の成立要件であるときは、許可等を得てある場合に限る。）
3. 登記義務者の権利に関する登記済証の提出不能のとき。

所有権移転仮登記の例

・農地の売買にあつては農地法所定の許可を得ることが必要となる。この許可を得た売主が、登記済証（いわゆる権利証）を法務局へ提出できないとき（紛失）は、当該物件の所有権移転本登記をすることができない。よつて、1号仮登記を行う。このよつにして、登記されたものが、前述した不動産登記事項証明書の登記の目的欄へ所有権移転仮登記と記されている。

不動産登記法第105条第2号（2号仮登記）の場合

2号仮登記の権利者の死亡に伴う相続登記のため、次の確認を行い、登記目的である「固定資産評価通知書（土地／家屋）」（無料）のみ交付する。

2号仮登記の権利者の死亡に伴う相続登記のための確認

- ・死亡者は不動産登記事項証明書又は仮登記済権利証において「所有権移転請求権仮登記の権利者（前記「2号仮登記の記載例）」であること。
- ・申請人は、相続権を有する者であること。（戸籍謄本等）
- ・利用目的は、相続登記であること。

参考

条件付所有権移転仮登記（2号仮登記）の例（請求権の保全）

- ・AがBに土地を売却することを予約した場合にBは売買予約上の請求権を持つことになる。

農地の売買にあつては農地法所定の許可を得ることが必要であり、農地の売買契約があつても、この許可を得ていない場合は、この請求権を保全するために、条件付所有権移転仮登記を行う。この場合の登記原因は「年月日売買（条件農地法第 条）の許可」となる。このよつにして、登記されたものが、前述した不動産登記簿謄本の登記の目的欄へ条件付所有権移転仮登記と記されている。

「仮登記」・・・対抗要件としての効力を生ずる登記（終局登記、特に仮登記に対しては本登記という。）をするのに必要な条件が備わらない場合に、将来の本登記の順を保全するためにあらかじめする登記のことである。

これには、土地がAからBに売買されたがAがBへの所有権移転登記に協力しない、又は本登記のための書類がまだそろっていないなど、物件変動は生じているが本登記の申請に必要な手続上の条件が備わらない場合になされるもの【物件保全の仮登記（不動産登記法第105条第1号）】及び債務者Aが債務を弁済しないときにAの所有する土地をBに代物弁済として移転する合意ができたとき、その条件付の所有権移転請求権を保全しておくなど、不動産物件変動を目的とす

る請求権を保全する場合にはなされるもの【請求権保全の仮登記（不動産登記法第105条第2号）】がある。仮登記だけでは、第三者に対抗しうる効力をもたないが、後に本登記がなされると、仮登記のときに本登記をしたのと同じ順位を主張できる効力がある。（不動産登記法第106条）

「物件保全の仮登記」・・・対抗要件としての効力を生じる登記をするのに必要な条件が備わらない場合に、将来の本登記の順位をあらかじめ保全するためにする登記である。

「請求権保全の仮登記」・・・債務者が債務を弁済しないときに債務者所有の不動産を債権者に代物弁済として移転する合意がなされることにより、その条件付の所有権移転請求権を保全しておく場合など、不動産の物件変動を目的とする請求権を保全するためにする登記である。

「仮登記担保」・・・例えば、貸金債権を担保するために、貸金が弁済期に返済されない場合、債務者又はその他の者が所有不動産の所有権を弁済に代えて債権者に移転する旨（民法第482条）の予約、あるいはそれを貸金相当額で債権者に売る旨の予約（民法第556条）又は貸金不払を停止条件とする代物弁済契約を締結し、その契約上の権利について仮登記を行う（担保仮登記という）担保方法である。（仮登記担保契約に関する法律第1条）

優先弁済を受ける方法は、予約完結権の行使又は停止条件の成就による客体不動産の所有権取得である。（仮登記担保契約に関する法律第2条）

その際、債権者は、清算期間（仮登記担保契約に関する法律第2条第1項）が経過したときの不動産の価格がその時の債権額を超えるときは、その超過分を清算金として債務者などに支払う義務を負う。（仮登記担保契約に関する法律第3条第1項）この清算金の支払がなされるまでは、債務者などは、債権額に相当する金銭を債権者に提供して不動産の所有権を受戻すことができる。（仮登記担保契約に関する法律第11条）

客体不動産に対する強制競売、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続がなされる場合には、債権者は、所有権取得を主張しえず、他の債権者に優先してその債権の弁済を受けることができるにすぎない。（仮登記担保契約に関する法律第13条）

テ 借地借家人等

借地借家人等（土地又は家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を有する者）が、賃貸借契約書、地上権その他の権利の成立及び有効性を証する契約書等、又は権利証の原本を持参し、対価が支払われることを確認した場合に限り、借地借家人等用固定資産課税台帳登録証明書（課税証明書／土地・家屋）を交付する。但し、借地人等は当該権利の目的である土地、借家人等は当該権利の目的である家屋及びその

敷地の土地が対象となる。(手数料・・・有料)

なお、評価証明書及び評価通知書は発行しない。

「契約期間を越える場合は自動更新とする」旨の契約書において、明記されている契約期間を過ぎている場合は、契約書と合わせて、領収書等の対価が支払われていることが分かる書類により、自動更新(継続)を確認する。

参考

土地賃貸借契約書 (物件の表示) 土地 浜松市元城町 番地 (契約期間) 第 条 契約期間は 年4月1日から 年3月31日までとする (賃貸借料) 第 条 賃貸借料は月額 円とする 年 月 日 貸主 住所 氏名 借主 住所 氏名
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------

ト 公用(官公署)

法律の規定により、請求を認められていなければならない。

(A) 児童手当法 第28条

児童手当の支給に関する処分のための受給資格者の資産・収入の状況の照会

(B) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第37条

特別児童扶養手当支給に関する処分のための受給資格者等の資産・収入の状況の照会

(C) 児童扶養手当法 第30条

児童扶養手当の支給に関する処分のための受給資格者等の資産・収入の状況の照会

(D) 生活保護法 第29条

保護の決定又は実施のための要保護者、被保護者であった者又はその扶養義務者の資産・収入の状況の照会

(被保護者であった者にあつては、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(E) 高齢者の医療の確保に関する法律 第138条

保険料の徴収のための後期高齢者医療の被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産・収入の状況の照会

- (F) 国民年金法 第 1 0 8 条
厚生労働大臣は、年金給付又は保険料に関する処分（滞納に係る処分を除く。）
のための受給権者等の資産・収入の状況等の照会することができる。
- (G) 国民健康保険法 第 1 1 3 条の 2
被保険者の資格、保険給付及び保険料の算定に関しての本人又は本人の属する
世帯の世帯主の資産・収入の状況の照会
- (H) 介護保険法 第 2 0 3 条
保険給付及び保険料の算定に関して、被保険者・第 1 号被保険者の配偶者等の
資産・収入の状況の照会
- (I) 税務関係機関からの照会
三税協力に基づき、税務関係機関からの納税義務者等に係る所得・資産・滞納・
状況等についての照会
- (J) 刑事訴訟法 第 9 9、1 0 2、1 0 3 条（裁判所）
裁判所は、刑事訴訟上の資料収集（強制捜索・押収）のための資産・収入の状
況・滞納状況等を差押・捜索
- (K) 刑事訴訟法 第 2 1 8 条（警察・検察官）
裁判官の発する令状により、刑事訴訟上の資料収集（強制捜索・押収）のため
の資産・収入の状況・滞納状況等を差押・捜索・検証
- (L) 不動産登記法 第 1 3 1 条（法務局）
筆界特定の申請の手数料の算定のための評価証明書
- (M) 民事執行法第 1 8 条（裁判所）
競売手続のための租税その他の公課について必要な証明書の請求
公的機関からの証明申請について法律に規定がなければ発行しない。

3 交付

税務証明書の内容・枚数を確認して交付申請書に必要事項を記入する。証明書を申請者へ交付すると共に手数料を徴収する。

4 証明権者と公印

各証明書の証明権者は、税目、課税権者、課税区に関わらず市長名で発行し、浜松市公印規則にしたがって所定の公印を押印する。

第3章 税務証明書の説明

1 税務証明書の種類

ア 納税証明書(継続検査用を除く。)… 1枚につき350円

証明の内容

税目ごと(個人の市民税及び県民税並びに固定資産税及び都市計画税は、それぞれ両税目を併せて1税目とみなす。)に市税の納付(納入)すべきものとして確定した額並びに納付(納入)した額、未納額及びその他必要な事項を証明するもの。

根拠法令 法第20条の10(納税証明書の交付)

令第6条の21(納税証明事項)

注意事項 納税証明書の交付申請であっても、課税した税額が0円の場合は、納税証明書を交付できないため課税証明書を交付する。(課税した税額が0円であった証明となる。)

発行年限

5年度(現年度を含む。)とする。

参考法令 令第6条の21第2項第2号及び法第17条の5(更正、決定等の期間制限)

発行開始時期

賦課課税方式の税目(個人の市民税及び県民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税(種別割))は、賦課決定が行われ、かつ納税通知書発布後とする。

(新年度の証明発行は固定資産税は4月中旬、軽自動車税(種別割)は5月中旬、個人市・県民税は6月中旬予定)

申告納付方式の税目(法人市民税、事業所税、鉱産税、市たばこ税及び入湯税)は、申告書の確認ができ、かつ調定の処理後とする。

納付済通知書が金融機関から送付される前であっても、申請者が金融機関にて納付した領収印のある領収書を持参し、収納対策課、税務総務課、各区区民生活課(中区、北区及び天竜区を除く。)、北区及び天竜区税務グループにて納付の確認ができれば、証明書を交付することができる。

イ 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)… 無料

証明の内容

車検継続検査の申請をする場合には、軽自動車税(種別割)について過去にさかのぼり、滞納(天災その他やむを得ない事由を除く)がないことを証明する書面を呈示する必要があるため、軽自動車税(種別割)の納税済年月日及び当該納税証明書の有効期限等を証明するもの。

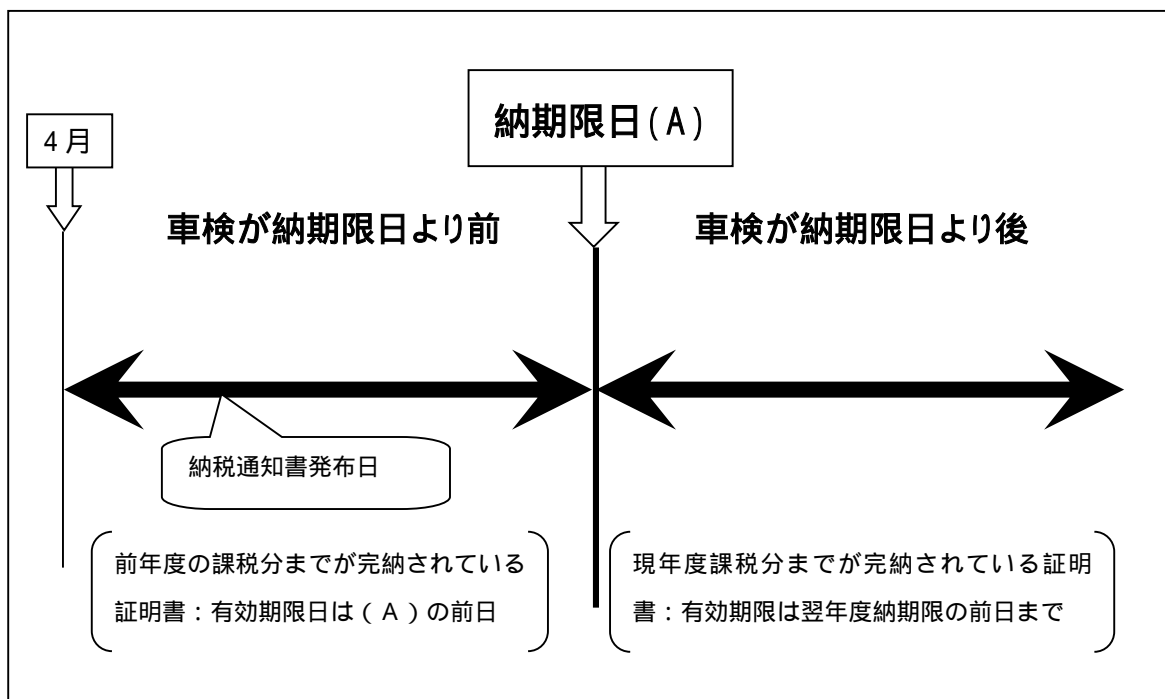
根拠法令 浜松市税条例第93条の2（軽自動車税の納税証明書の交付）
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2
関係通知 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）
第4章の11

その他

該当車輛につき、申請日現在で未納がある軽自動車税（種別割）については継続検査用の納税証明書の発行を行わない。

継続検査用の納税証明書については、車検日が納期限の前後で、有効期限（年度）の異なる証明が必要となる。（下図参照）

有効期限（年度）の異なる証明・・・申請日が当該年度の軽自動車税（種別割）納期限日の前で、かつ車検日が当該年度の納期限日より後の場合は、車検日現在の滞納がないことを証明する必要があるため、当該年度の課税分まで納付済みであることを確認し、翌年度の納期限日前日まで有効期限がある継続検査用の納税証明書を発行する。



ウ 法人所在地証明書・・・1枚につき350円

証明の内容

自動車の新規車検の申請をする場合、又は自動車検査証の使用者の変更申請をする場合には、当該使用者の住所を証する書面を運輸支局又は軽自動車協会へ提出す

る必要があるため、法人市民税の法人市民税基本台帳又は申告書に基づき、その事業所の所在地及び名称（支店等を含む。）を証明するもの。

法的根拠 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条及び第38条

その他

支店及び事業所の移転等による場合は、市民税課にて確認をとること。

エ 酒類販売業免許申請のための納税証明書・・・1枚につき350円

証明の内容

酒類の販売業を営もうとする者は、税務署長へ酒類販売免許申請の添付書類として、納税義務者が「現在市税の滞納がないこと及び過去2年間市税につき滞納処分を受けたことがないこと」を証明するもの。

関係法令 酒税法（昭和28年法律第6号）第10条第6号、第10号

オ 入札参加資格審査申請用完納証明書（浜松市専用）・・・1枚につき350円

証明の内容

浜松市調達課が行う物品の購入又は建設工事等の入札参加資格申請の添付書類として、納税義務者が「30日前現在において納期限の到来している市税について完納していること」を証明するもの。

カ 市民税・県民税の課税証明書及び所得証明書・・・1枚につき350円

証明の内容

- ・課税証明書...市民税・県民税の徴収金の納付すべき額として確定した所得、所得控除及び課税額を証明するもの。

市民税・県民税の納税証明書の交付申請で非課税の場合は、納税証明書が交付できないため、市民税・県民税非課税証明書を交付する。

- ・所得証明書...課税に係る確定した所得のみを証明するもの。
- ・児童手当用所得証明書...児童手当の受給資格及び額の認定の請求用に使用するもの。
- ・児童扶養手当用所得証明書...児童扶養手当の受給資格及び額の認定の請求用に使用するもの。

根拠法令 令第6条の21第1項

法施行規則第1条の9第1号

児童手当法施行規則第1条の4第2項第8号

児童扶養手当法施行規則第1条第1項第7号

発行年限

原則として5年度（現年度を含む。）とする。

発行開始時期

賦課決定の決裁後において、納税通知書発布後に発行する。

(ただし非課税の場合は、市民税課で賦課決定後に発行する。)

参考

証明書が発行不可の場合は、未申告など原因はさまざまであるため、市民税課でその原因を確認する。未申告の場合は市民税課等で申告を行い、所得等の市民税・県民税の状況を確認させる必要があるため、原則として本人による申告を要することを伝える。

キ 狩猟税軽減税率の適用を受けるための証明書… 1枚につき350円

証明の内容

県税である狩猟税の軽減税率の適用申請の添付書類として、確定した県民税の所得割額等に関することを証明するもの。

ク 固定資産課税台帳登録証明書(評価証明書/土地・家屋)及び

”(課税証明書/土地・家屋)…… 1枚につき350円

証明の内容

固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格等(1月1日現在)について証明する「評価証明書」と評価証明書の内容に課税標準額及び税相当額までを証明する「課税証明書」があり、物件の所在する区ごとに交付する。

なお、どちらの証明書も課税台帳の登録事項の一部を証明しているため、申請時に請求があれば、建築年月日については証明書に加筆する。また、共有者住所氏名及び持分については共有者一覧を作成する。なお、共有者一覧は該当の証明書と共に契印等を行う。

根拠法令 法第20条の10、令第6条の21、法第382条の3、令第52条の15

発行年限

原則として5年度(現年度を含む。)とする。

発行開始時期

毎年4月1日

ケ 借地借家人等用固定資産課税台帳登録証明書(課税証明書/土地・家屋)

… 1枚につき350円

証明の内容

借地借家人等に対し、借りている物件の固定資産課税台帳の登録事項(税額等)を証明するもの。物件の所在する区ごとに交付する。

根拠法令 法第382条の3、令第52条の15

発行年限

5年度（現年度を含む。）とする。

発行開始時期

毎年4月1日

コ 固定資産評価通知書（土地・家屋）…無料（法務局へ登記する目的の場合のみ）

証明の内容

土地及び家屋について、法第422条の3の規定により法務局に通知するもの。（登録免許税の算定基礎となる。）管轄登記所へ登記する目的以外には発行しない。証明書の左下に「地方税法第422条の3の規定により上記のとおり通知します。」と記載がある。（他の使用目的の場合は内容が同じである ク 固定資産課税台帳登録証明書（評価証明書／土地・家屋）を発行する。有料）物件の所在する区ごとに発行する。

発行年限

現年度のみ

発行開始時期

毎年4月1日

サ 土地台帳の写しの証明…台帳部分1枚につき350円

証明の内容

土地台帳(登記事項)の写しを証明するもの。(登記又はその他の目的に使用する。)

シ 固定資産課税台帳登録証明書（車庫証明用）…1枚につき350円

証明の内容

警察に車庫証明書を申請するために使用するもの。

発行開始時期

毎年4月1日

その他

- ・申請書の所有者の住所氏名と土地の地番が端末機と一致した場合に限り発行する。
 - ・固定資産税の賦課期日後における新所有者については、登記簿の全部事項証明書が固定資産課税台帳登録証明書（車庫証明用）の代わりになる。
- 仮換地等の場合には各区画整理協会等にて発行

ス 固定資産課税台帳登録証明書（償却資産）…台帳部分1枚につき350円

証明の内容

課税台帳の写しを証明するもの。

発行年限

5年度（現年度を含む。）とする。

発行開始時期

毎年4月1日

セ 償却資産申告証明書（軽油引取税免税申請用）・・・1枚につき350円

証明の内容

県税である軽油引取税の免税申請の添付書類として、固定資産税の償却資産申告書に記載されていることを証明するもの。

発行開始時期

毎年4月1日

ソ 無資産証明書・・・1枚につき350円

証明の内容

申請日現在において、現年度の「固定資産課税台帳（土地・家屋）」上、対象者が土地・家屋を所有していないことを証明するもの。

タ 固定資産課税台帳無登録証明書（家屋）・・・1枚につき350円

証明の内容

申請日現在において、現年度の「固定資産課税台帳（家屋）」に対象家屋につき、対象者を納税義務者とする登録が無いことを証明するもの。

2 税務証明書の手数料免除

手数料を免除するものは、法律及び条例により規定される。なお、浜松市手数料条例の規定により手数料を免除するものは、下記に掲げるものとする。

浜松市手数料条例第5条関係

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていることが提出された証明書等により確認できる場合に限る。

イ 災害等により生活が著しく困難となった者、又はこれに準じるものとして下記に掲げる者

（あ）浜松市を被災地とした災害が「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の適用を受けた場合で、当該災害により相当な被害を受けた者がその復旧に必要な資金の借入れのために地方公共団体が実施する下記の融資制度を利用する者
・災害援護資金「浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例（浜松市条例第49号）」

（い）浜松市を被災地とした災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚災害法」という。）の指定を受けた場合で、市長が特に認める者

上記（あ）又は（い）の規定に基づく手数料の減免を受けようとする者は、別に定める手数料減免申請書に市長が発行したり災証明書を添えて市長に提出しなければならない。

ウ その他市長が特別の事由があると認めたもの

- ・職業安定法第11条により、公共職業安定所の指示に従う、求人者又は求職者の所得等に関する証明
- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくもの。
- ・浜松市発達支援教育就学奨励費支給要綱に基づくもの。
- ・官公署から事務上の必要により請求のあったもの。
- ・上記の他市長が特別の事由があると認めたもの。

< 沿革 >

初版	昭和61年	作成	市民税課	税制係
第2版	平成4年12月22日	改訂	市民税課	税制係
第3版	平成17年5月17日	改訂	市民税課 資産税課 納税課	税制企画調整グループ 管理調整グループ 収納管理グループ
第4版	平成18年3月10日	改訂	市民税課 資産税課 納税課	税制企画調整グループ 管理調整グループ 収納管理グループ
第5版	平成19年5月31日	改訂	税務総務課	税制企画グループ
第6版	平成20年3月19日	改訂	税務総務課	税制企画グループ
第7版	平成20年8月29日	改訂	税務総務課	税制企画グループ
第8版	平成22年7月29日	改訂	税務総務課	税制企画グループ
第9版	平成24年3月22日	改訂	納税推進課	税制グループ
第10版	平成24年8月31日	改訂	納税推進課	税制グループ
第11版	平成26年7月11日	改訂	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課	市税証明グループ 管理グループ 管理グループ 徴収管理グループ
第12版	平成28年10月11日	改訂	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課	税務グループ 管理グループ 管理グループ 徴収管理グループ
第13版	平成30年2月1日	改訂	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課	税務グループ 管理グループ 管理グループ 徴収管理グループ
第14版	平成31年4月1日	改訂	税務総務課 市民税課 資産税課 収納対策課	税務グループ 管理グループ 管理グループ 徴収管理グループ

第15版 令和 2年 4月 1日 改訂

税務総務課	税務グループ
市民税課	管理グループ
資産税課	管理グループ
収納対策課	徴収管理グループ